

岡山県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金等支援事業実施要領

1 事業の目的

介護福祉士の資格取得を目指して在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とし日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者（以下「留学生」という。）に対し、留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付し、将来、当該留学生を本県において介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することにより、県内の介護人材の確保・育成を支援することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、所轄庁の指定を受け介護保険法上の介護事業を行う県内の法人又は施設・事業所等（以下「介護施設等」という。）とする。

3 事業内容

介護施設等が、留学生に対して学費や生活費などを給付型又は返還免除条件付きの貸与型奨学金により給付等する場合に、次に掲げる経費の一部を助成する。

(1) 日本語学校在学期間中の経費

① 学費

② 居住費などの生活費（日常生活上で継続的に発生する経費。ただし、学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）

(2) 介護福祉士養成施設在学期間中の経費

① 学費

② 入学準備金

③ 就職準備金

④ 介護福祉士試験受験対策費用

⑤ 居住費などの生活費（日常生活上で継続的に発生する経費。ただし、学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）

4 留意事項

本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。